

令和 3 年 4 月 1 日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、常滑市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

常滑市が契約によって調達する物品等に対し適用する。

3 調達の対象となる施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等で次に掲げるもの
 - ア 就労継続支援事業所（A 型又は B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）により費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）で定める事業所で次に掲げるもの
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用人数が 5 人以上であること。
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上であること。
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上であること。
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- (5) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集及びその情報の本市への提供、発注内容に対応可能な複数の事業所にあつては仲介する業務を行う共同受注窓口として市長が適当と判断する者

4 調達目標

物品等の種別ごとに、前年度の実績額を上回ること。

5 調達の対象品目

常滑市において調達を推進する物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品 事務用品、食料品・飲料、生活雑貨等
- (2) 役務 清掃作業、軽作業、印刷製本等

6 調達の推進方法

(1) 常滑市における取組方針

ア 福祉課は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報の収集について適宜行い、各部署に対して情報提供を行うこととする。

イ 各部署はこの情報提供に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

ウ これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努めるものとする。

(2) 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号※の規定に基づく随意契約を積極的に活用するものとする。

7 調達実績の公表

毎年度終了後、福祉課において実績のとりまとめを行い、市ホームページ等で速やかに公表する。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

障害者支援施設等により制作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体からの役務の提供を受け入れる契約